

熊本市新型コロナウイルス感染症対策本部設置要綱

制定 令和2年1月27日 市長決裁

(設置)

第1条 本市における新型コロナウイルス感染症に係る対応策(以下「新型コロナウイルス感染症対策」という。)を協議することにより、市民の健康及び安全を確保し、社会への影響を最小限に抑えることを目的として、熊本市新型コロナウイルス感染症対策本部(以下「対策本部」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 対策本部は、新型コロナウイルス感染症対策について、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 新型コロナウイルス感染症対策の検討及び実施に関すること。
- (2) 新型コロナウイルス感染症に関する情報の収集及び庁内における情報の共有に関すること。
- (3) 新型コロナウイルス感染症に関する市民及び関係機関への適切な情報提供に関すること。
- (4) 新型コロナウイルス感染症に関する国、県、その他の関係機関との連絡調整に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、新型コロナウイルス感染症対策に関し、市長が必要と認めること。

(組織)

第3条 対策本部の本部長(以下「対策本部長」という。)には、市長をもって充て、対策本部の事務を総括する。

2 対策本部の副本部長(以下「対策副本部長」という。)には、副市長をもって充て、対策本部長を補佐する。

3 対策本部の本部員(以下「対策本部員」という。)には、別表1に掲げる職にある者をもって充て、前条の所掌事務に係る措置を実施し、所属職員を指揮監督する。

(対策本部事務局)

第4条 対策本部に事務局を置く。

2 事務局長には健康福祉局長を、事務局次長には健康福祉局保健衛生部長、危機管理防災総室長をもって充てる。

(本部会議)

第5条 本部会議は、対策本部長が随時招集して行う。

2 対策本部長が必要と認めるときは、本部員以外の者に会議への出席を求めることができる。

3 本部員は、必要に応じて対策本部長に会議の開催を求めることができる。

(庁内連絡会議)

第6条 対策本部の所掌事務を円滑に処理するため、対策本部内に熊本市新型コロナウイルス感染症対策庁内連絡会議(以下「連絡会」という。)を置く。

2 連絡会は、別表2に掲げる職にある者をもって構成する。

3 連絡会には議長及び副議長を置き、議長には健康福祉局保健衛生部長を、副議長には危機管理防災総室長をもって充てる。

4 議長は連絡会を招集し、主宰する。

5 議長は、必要があると認めるときは、第2項に規定する構成員以外の者に対し、連絡会への出席を求めることができる。

6 議長は、連絡会で決定し、又は審議された事項については、事務局長に報告するものとする。

7 連絡会の庶務は、健康福祉局保健衛生部感染症対策課において行う。
(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、対策本部の運営に関し必要な事項は、対策本部長が別に定める。

附則

この要綱は、令和2年1月27日から施行する。

別表 1（第 3 条関係）

危機管理監	都市建設局長
政策局長	議会事務局長
総務局長	教育長
財政局長	消防局長
市民局長	交通事業管理者
健康福祉局長	上下水道事業管理者
環境局長	病院事業管理者
経済観光局長	各区長
農水局長	本部長が指名する者

別表 2（第 5 条関係）

健康福祉局 保健衛生部長	健康福祉局 保健衛生部 食品保健課長
政策局 危機管理防災総室長	環境局 環境推進部 環境政策課長
健康福祉局 保健衛生部 感染症対策課長	環境局 環境推進部 環境総合センター長
政策局 総合政策部 政策企画課長	経済観光局 産業部 経済政策課長
政策局 総合政策部 広報課長	経済観光局 観光交流部 観光政策課長
政策局 総合政策部 国際課長	農水局 農政部 農業政策課長
総務局 行政管理部 総務課長	都市建設局 都市政策部 都市政策課長
総務局 行政管理部 労務厚生課長	各区役所 区民部 総務企画課長
財政局 財政部 財政課長	教育委員会事務局 教育総務部 教育政策課長
市民局 市民生活部 地域政策課長	消防局 総務部 総務課長
健康福祉局 福祉部 健康福祉政策課長	上下水道局 総務部 総務課長
健康福祉局 子ども未来部 子ども政策課長	交通局 総務課長
健康福祉局 保健衛生部 健康づくり推進課長	病院局 事務局 総務課長
健康福祉局 保健衛生部 医療政策課長	議会事務局 総務課長
健康福祉局 保健衛生部 生活衛生課長	健康福祉局保健衛生部長が指名する者